

令和4年7月大山町定例農業委員会議事録

1 開催日時 令和4年7月8日 金曜日 午後3時04分から午後4時20分まで

2 開催場所 中山農村環境改善センター

3 出席委員 (28人)

会 長	15番	米澤 誠一			
農業委員	1番	前田 繁昌	8番	矢田 考志	
	2番	石原 文義	9番	遠藤 幸子	
	3番	高虫 秀樹	10番	高見 利洋	
	4番	山下 一郎	11番	岡田 浩司	
	5番	尾古 礼隆	12番	奥田 国雄	
	6番	藤本 康央	13番	日野 浩一	
	7番	小谷 恵	14番	江原 宏昭	

推進委員	1番	中川 勝彦	10番	佐伯 守	
	3番	高口 正秀	11番	谷上 真実	
	4番	徳永 裕二	12番	青木 美伸	
	5番	岸本 耕二	13番	野口 稔	
	6番	鳥橋 千廣	14番	川上 英章	
	8番	金本 常由	15番	小原 進	
	9番	入江 英之			

4 遅刻委員 (1名) (農委7番 小谷 恵)

5 欠席委員 (2名) (推委2番 渡邊 博文、推委7番 荒松 将志)

6 議事録署名委員の決定 (8番 矢田 考志、9番 遠藤 幸子)

7 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について

8 報告事項

(1) 農地法施行規則第29条第1号の届出について

(2) 貸貸借の解約について

(3) その他

9 その他

(1) 定例会の日程について

(2) 「令和4年度最適化活動の目標の設定等」について

(3) その他

10 農業委員会事務局職員

局 長	諸 遊 剛 史
主 幹	坂 田 真 寛
主 事	道 祖 貴 文
事務補助員	山根江利子

1.1 会議の概要

局長 それでは只今から、7月の大山町定例農業委員会のほうを始めさせていただきます。議長のご挨拶をよろしくお願いします。

議長 今日のご苦労さんでございます。

私も今、コロナの関係でございますけども、一昨日と昨日とですね、梨の視察ということで、果実部長と集まっておりますね、豊洲の市場、本当にきれいな市場になっておりますね。市場はいつも暑いようなところでやとったわけですが、野菜と魚と分けてですね、野菜のところもちゃんと冷房があって、それから見学者は見学者でクーラーがついてですね、ちゃんとガラス越しに見ていくというような形で、非常に、新鮮度が高く野菜も果実もですね、管理するということを見まして、非常に豊洲の市場のほうで、これまでは見といたら独特の市場で汚いもんでしたけど、全くクリーンな形になっておるということで、いろいろと市場の人と話してきましたがですね、やはり「良いものは高いですよ」ということで、やはり良いものをどんどん作って送ってもらうと高価に買いますよという形でですね、話し合った結果、結構良い感触を受けて帰ってきました。

そういうようなことで、飲んだり食ったりはあんまりがいにしないで、本当に良い子して帰ってきましたので、本当に接触、あんまり外へ出ないですね、マイクロバスで行っちゃ次々という形で対応してまいりましたけども、鳥取県のほうは逆にですね、人口から考えたらですね、鳥取県が酷いんじゃないかなと。〇〇なんかも酷いすなあ、という感じを受けるわけですが、短期間で勝負をして、今日は話を進めていきたいと思っておりますので、協力のほどよろしくお願いいたします。

始めに当たっての、挨拶に代えさせていただきます。

議長 それでは、欠席者がですね、今日は推進委員の2番さんと、推進委員の7番委員さんは欠席届が出ておりますが、農業委員の7番さんはちょっと遅れておりますので、過半数に達してしますので、この会が行われますので進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議事録署名委員でございますが、8番委員さんと、それから、9番委員さんのほう、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、事務局のほうから会務報告をよろしくお願いいたします。

局長

【会務報告】

- (6月10日)
- ・定例農業委員会について。
 - ・農業委員会だより第2回編集委員会について。
 - ・農地部会について。
- (6月22日)
- ・鳥取県農業会議常設審議委員会について。

- ・鳥取県農業会議通常総会について。
- (6月23日) ・大山町人・農地担当チーム会議について。
- (6月27日) ・大山地区農業相談日について。相談件数3件あり。
- (6月28日) ・人・農地等関連施設の見直しに係る説明会について。
- (7月4日) ・大山山麓広域営農団地事業推進協議会定例総会について。
- (7月5日) ・中山地区農業相談日について。相談件数なし。
- (7月6日) ・大山町農林水産関係プラン審査会および農業経営改善計画認定審査会について。
- ・新規就農関係事業に係る審査会について。
- (7月7日) ・農業者年金業務担当者研修会について。

(農委7番委員、15時14分着席)

議長 今、事務局のほうから会務報告がございましたが、これについて何かご質問があれば。

ないようですので、議案のほうに入らせていただきますので、よろしく願いいたします。

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。

1 ページ、21番、〇〇、田3筆、畑1筆、合計7,514㎡、合計※円の売買です。22番、〇〇、畑3筆、合計3,505㎡の贈与です。ページを2ページにめくっていただきまして、23番、〇〇、畑1筆、698㎡、こちらは贈与です。譲渡人、譲受人はそれぞれ議案に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号には該当しません。許可要件は満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは現地確認の推委8番委員さん、よろしく願いいたします。

推委8番委員 はい、すみません。今日午前中に、事務局の方、農委12番さん、推委12番さん、私の4人で現地確認に行っていました。

最初に21番の番号の土地です。まず、ここの譲受人のほうですけども、〇〇県の方がどうしてっていうことでしたら、この方なんですけれども、〇〇のほうに家があって、月の20日ぐらいは、こちらの〇〇のほうに在住して、以前は農業なんかをされてた人だということで、現在もそのように生活されているということでした。最初の〇〇△△△△地番、△△△△の地番、これは連なった田んぼの場所でした。周りは水田で、上の田んぼ下の田んぼ、稲作をされてましたけれども、この土地ですけども、1年以上何もされてないような感じで、かなり草が生えており、もう畦なんかも、はっきり言ってどこにあるの

かなあいう感じで、かなりこれをまた草刈ってするにはかなりの労力も要するような土地で、現状としては草がかなり生えてそのままされてた場所でした。△△△△△、小さな面積なんですけれども、ここは一応草だけは刈ってありました。ただ、耕すとかそういうことがされてませんでした。1番下の△△△の土地ですけれども、ちょっと道路の横のほうなんですけれども、真ん中の辺に少しだけ野菜が植えてあったような形跡があって、今もなんか、竹とかそんなんで、キュウリか何かわかりませんが何かちよこっと植えてあるような感じでしたけれども、周りの土地はもうかなりこれも草が生えてあり、これもかなり1年ぐらいかな、草は刈ってないんじゃないかなあいう感じでした。ただこの場所は、きちっと労力入れて草を刈り、それなりの機械を入れればなるんでしょうけれども、現状としては、ちょっとあの、場所的にはもう草が生えており、管理はされておりました。

続けていきますか。

議長

はい。

推委8番委員 はい。では22番のほうですけれども、ここは3か所とも連なった場所でした。芝がきれいに植えてあり、周りの草もきれいに管理されており、何ら現状はもう管理されている土地でありました。

それから、次ページめくっていただいて、23番。この土地も、やはり芝が植えてあり、周りの草もきれいに刈ってあり、きちっと管理されて、何ら問題のない土地でした。以上です。

議長

今、現地確認の推委8番委員さんから報告がございましたが、何かこれについてご質問ありますでしょうか。

なんか21番地について、ちょっと気になる部分があるんですが。

(推委9番委員、挙手)

はい、ちょっと。

推委9番委員 はい。担当委員といたしまして、ちょっと補足させていただきますと、□□さんという方が、3、4年前に〇〇のほうに移住ってわけじゃないですけども、住民票を移すからということで来られたわけですが、現在に至っても、まだ〇〇県のほうに住所を持っておられます。なかなか腰を据えて、農業をするような環境じゃないみたいなんですわ。それで、農地だけは買い求められますけども、なかなか手が回らんというのが、側から見て判断してるところです。そんな人に、誰でもかれでも、何でもかんでも、農地を譲り渡してもいいもんかっていうのも疑問に感じてますけども、この□□さん自体、〇〇県のほうでどういう生活されてるかわかりませんし、なかなか、やるよ、やるよとはPRされてますけども、なかなか口と行動が伴わないというのが結論です。ちょっと前々から心配してるんですけども、今回、棚田も管理されてませんので、もうちょっと頑張ってもらって、次回、再提出してもらおうか、申請してもらおうかしたほうがいいんじゃないかと思えます。以上です。

議長

はい、わかりました。

ほかに、ご意見ありませんでしょうか。

(農委4番委員、挙手)

はい。農委4番委員さん。

農委4番委員 4番です。まず、住所の関係ですけども、先ほど、現地確認の説明では月20日ぐらい来られて、農業ができるという話でございましたけども、基本的には、書類審査をして、住所が申請書に書いてあって、その住所地から通作可能な方であれば、農地の売買について認めてもいいと思うんですけども、住所は今、〇〇ということですので、到底、通作は不可能な距離にある方に農地は譲れないというか、そういった規定は、大体、今はどこまでかっていうのが、申し合わせがあればちょっと教えてほしいんですけども。以前は、大体1時間ぐらいで、通作での距離であれば通作可能距離、それ以上離れたところの人には、農地の売買について許可しないというような扱いがずっとあったと思うんですけども、今はその通作距離なりそういったものをどういったことになってるのかをまず教えていただきたいのと、どちらにしても、〇〇、あくまで書面審査をするわけですので、「やるやる、来る来る」と言われても、それは言うだけであって、わかりませんので、あくまで〇〇の人に農地を売買することについて許可するかしないかだと思うんですけども、この現状では、ちょっと、耕作が不可能だという判断でしかできないと思いますけども、どうでしょうか。

議長

今日、事務局も歩いたはずですから、向こうの人がですね、体調が良いのか悪いのか、いつ、こっちに住所変更してね、本当に農業するのか。こっちに来てもらってからでないと、対応できんじゃないかなと思うんで、事務局の考えをちょっと。それと、距離ですな、米子とか北栄町まではとか、1時間とか、何かちょっとあるんだけどちょっと説明をお願いしたいと思います。

事務局

はい、失礼します。まず、住所が県外にあるということがございますけれども、事務局のほうとしましては、実態、居住実態が〇〇にあるということで判断をさせていただいたところであります。それから、もう1点の通作時間の基準でございますが、特に基準はなくて、可能な時間、基準は設けてはおりません。それから既に、28年に3条で取得されているようでして、この方。そこを取得してある農地の管理状況について、すみません、ちょっと今、事務局では把握できておりませんので、推委9番委員さんのほうから、もし分かれば報告をお願いしたいと思います。

推委9番委員

管理状況は、そんなに良い状況ではありませんけども、自分でやるよって言うておられますし、本人がやるって言うておられるのを、「いや、あんたできんけ」なんて私もよう言いませんし、「頑張ってください」とは言うてますけども、なかなか性格かもしらんですけども、1から10まできちんとしてやるっていうわけじゃなくして、何か畑の一部を耕作して、何か作りもんをして終わるっていうような感じです。それで、ここの〇〇っていうところですけども、ここの畑をちょっと竹とかなんかを伐採するために頑張られたみたいで、くたびれを出されましてね、それで他のほうに労力が向かわなかったということで

すので、ご承知おきください。

議長

あのねえ、難しいのはですね、くたびれたとか、それは理屈になりませんから。問題は農地がちゃんと管理されとるかどうかが勝負なんで、努力しましたけどできませんじゃないでしょ。それで、ちゃんと売買するだけ耕作できるような状態になっと思ってって話でしょ。それをクリアしてないのに、売買するとか、ちょっとやったらくたびれたとか、地元はまだ住所変更が出されてないと。そういうものを、大いにポンポンポン始末していいのかっていう懸念はあるんじゃないかなと。これは、何ぼの歳か知りませんが、何歳ですか。

推委9番委員 75ぐらい。

議長

75って、いい歳のもんが、ちょっと頑張ったらくたびれましたなんて話とって、だったら機械入れてやりゃいいことであって、それをできないようなものが、ちょっと竹切ったけ、くたびれましたなんて話じゃ、農業をするなんて資格ないでしょう、簡単に言って。また放棄地になってしまいますよ。ただ、構えばいいちゅうもんじゃないかなと。その辺が、私たちが番人として、ちゃんと管理しながら見て回ってパトロールとかしながらやってるわけですから、その辺をきちんとけじめをつけておかんと、だらだらだらだらになってしまわへんでしょうかと思っておるところですが。現地確認をされる方っていうのは、真剣になってその辺を見ていただくということが大事であって、こうでしたってだけじゃなく、ちゃんと確認してくださいよねっていうことですよ。だけ「はい、はい」っていう訳ならんじゃないかな。

(農委4番委員、挙手)

はい、農委4番委員さん。

農委4番委員

4番です。度々すみませんが、先ほど事務局が、〇〇に生活実態があると言われましたけども、その辺をどういった尺度で調査をして、どういった形で実態があるかないか認めていくのかが非常に難しい問題だと思いますし、本来、生活実態があれば今住んでおられるところに、当然、住民票かあるはずであって、それが無いということは、基本的には、公的には、生活実態が〇〇にはないから住民票がないわけで、実態があるところに住所があるのは当然です。ですから、この書類審査、書類で申請が出てきた段階で、〇〇県からは通作不可能ですので、3条の許可は出ませんよというのが普通じゃないですかね。住むって言っても、これから住むか住まないのか、今、住んでないから住所がない、住民票がないわけで、それはきっちりとした方でないと、曖昧に県外の方に「はい、はい」って言って、「おります、おりますけ」って言われて、それをどうやって確認をするんですか。確認は、住民票があるところが生活実態でないでしょうかね。

議長

事務局の判断、よろしくをお願いします。

事務局

はい。生活実態があるかどうかの確認でございますが、実態としては地元の農業委員さんに様子を伺って、地元で生活しておられるということで、判断を

させていただいたところです。もう1点は、28年に3条で実際に許可をしたっていうのがありましたんで、そこからずっと居住をされているということでしたところでもあります。

推委9番委員 その当時から、住所は移すからということで、1週間に4日5日ぐらいはおられますので、生活実態はあるかもわかりませんが、それで、将来の夢は、こっちのほうに子供たちを呼んで、大々的に農業はしたいから、今農地を求めてるっていうような感じで、私には説明されました。今回の分は、余りにも荒れてますので、□□さんのほうにも、これは許可が下りないかもしれませんよというのは報告してありますので、そういう状況です。

(農委3番委員、挙手)

はい、農委3番委員さん。

農委3番委員 すみません。3番です。現時点で、□□さんですが、耕作面積として9,620㎡持とられる。これが以前、購入されたものっていうことでいいですか。

事務局 はい。

農委3番委員 推委9番委員、すみません。これの管理状況は、できてる、できてない。

推委9番委員 一般的には、草のほうが多いような状況です。なかなか完全に作りきれてないというのが状況です。

農委3番委員 農業委員として、現時点で判断する限りでは、約1ha、プラス今回50a、約50a分ぐらいですよ。それが加わって、管理ができるかどうかの判断と思うんですけども、現時点の持つてる圃場が管理できない以上、これを購入してもらったとしても、ちょっと難しいんじゃないでしょうかという判断はするんですけど、いかがでしょうか。

議長 他に。まんだ、ありませんか。

まあ、住所も変わってないし、現状がまんだ畑としての活用されていないようなもので、実際、今の時点でまた新たにして、放棄地になっとなら、そいつを今度は若い人が来てしますよなんて話は、やはり本人が、こっち側にね、住所変更していただいて、それから対応するっていう形のほうがいいんじゃないかな。今回、どげでも審議せなならんことないんじゃないかと思うんですけども。皆さん、どう思われるか、もうちょっと意見をはっきりと。こういうことが今後どうなるのか、こういうことがいっぱい出てくるかもしれんけ、きちんと決めておきたいなと思いますので。

(農委1番委員、挙手)

はい、農委1番委員さん。

農委1番委員 今回のこの問題になつとる〇〇の土地の現状は、◇◇さんのもんですよね。当然、◇◇さんが管理せないけん。そういう状況の中で、今回の譲渡するっていう話以前に、まず、これを◇◇さんが自分で管理できるように、農業委員会が援助する。それこそ中間管理機構に預けるとか、そういうことをして、まずこの農地を遊休農地から解放する。そういうことを1つと、それから同時に今

度は、前回、我々も委員だったときなのか知らないですけども、28年、6年前、恐らくやりますからということで、特例のような状態で多分入手されたんじゃないかと思えますけれども。あれから6年経って、歳も6年とってるわけで、かなり高齢化してくる。高齢化というと失礼だと思うんですけども、その中で、例えばこの1町歩以上の畑をですね、実際耕作できるのかという、田んぼならですね、何とか田植えすれば形になるのかも分らんけども、畑たるものは常に手をかけとかないけんですけども、そういうことが本当に可能なのかということ、やっぱり委員会できちんと審議して、当然、その場所的な問題がもしもクリアされたとしても、これ、住んでおられるという実態があるとしても、可能であるかないかっていうのを、今の現状の農地を見極めながら、やっぱり判断して、なお一層遊休農地が増えていくばかりでは、何の意味もなく、ただ単に◇◇さんの名前から□□さんに名前が変わって、挙句の果てには中間管理機構に預けるだけの話であれば、何かその農業委員会自体が機能してないと思うんで、今回、協議決議になるんでしょうけれども、私の勝手な意見ですけども受理しない。それで、改めてこの本当にその今のある1町歩弱の農地が、追って十分に管理されるようであれば、◇◇さんも、これどこにも売りようがないでしょう、誰が買うわけでもないし、恐らくタダみたいな値段でしょう。そのときに改めて受理して審議する、再度、それが妥当じゃないですかね。現実性がないというか。

議長

ちょっと現実性がないんで、これを簡単にホイホイホイホイしちゃうと、みんな放棄地がまた増えるだけなことになっちゃうんで、農業委員さん何しとるだいやって、また怒られますよ。かな、と思うんで、最終的に決をとりますけれども、話は受け付けておきたいと思しますので、何かあれば。

質問がないようでしたら、これを今回取り上げるか、どうかってということで、21番についてやっていきたいと思しますので、この原案についてですね、そのままでいいのか、賛成の方は挙手、今後もう一遍ちゃんとしてからするという形の手を挙げないという形でいきたいと思しますが、それでいいでしょうかいな。

農委4番委員 すみません。

議長 はい。

農委4番委員 もう議案にあって受理はしてあるですから、今更、議案に載っとるものを取り下げてもらおうとかなんとかの話ではなくて、議案に出て、今議事をしてるわけですので、可決するか否決するかだけの話でないでしょうか。その話は、ここに出てくるまでに、受け付けの段階で、いろいろ事務局が事前の話の中で、現地確認もとらず事務局が行って見てから、ここに上がってるはずですので、相当荒れとるだったらもうちょっときれいにせんと、なかなか通りませんよという話がしてあれば、きれいにされるでしょうし、なので、もう今議案に上がってしまったので、今更、本人さんがここに来られて取り下げしますって言われれば別ですけども、現状ではもう、可決するかしないかの話でないで

しょうか。

議長　　そういう形なんですね。

事務局　　はい。

議長　　今の事務局のほうも、その意見のほうに賛成だという形ですな。今の農委4番委員さんの考え方。

事務局　　可決するか、否決するか、どっちか。受理はしてしまってますんで、はい。

農委1番委員　今後の処理は事務局さんがすればいい。また再度、提出してもらうか。可能性があるなら。

議長　　だいたい皆さん、わかりましたかいな。

(農委13番委員、挙手)

はい、農委13番さん。

農委13番委員　現状はヤミでやっておられるんでしょうか、◇◇さんから□□さんへのあれは。

事務局　　そうですね。

農委13番委員　ヤミですか。

事務局　　はい。

農委1番委員　ヤミでここで記録してしまうと。

議長　　この件について、21番について、賛成の方、それから否決する方ですな。

事務局　　はい。

議長　　賛成か反対かでいいですな。

それでは、21番について、賛成の方は挙手をもってお願いしたいと思ます。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

全員手が挙がりませんので、否決という形になりますので、よろしくお願いたします。

あと22番、23番については、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員賛成でございますので承認いたしました。

なら、事務局ちょっと。

事務局　　今、否決された案件でございますが、先ほど、その住所がこっちにあるべきかどうか、実態でいいのか。そこだけちょっと皆さんに確認をお願いします。事務局のほうとしては、実態があれば許可できるのかなというふうに判断をしているところでございますけど。この点について、今後、指導していくに当たってどう指導していくのかというのがありますので、よろしくお願いたします。

農委2番委員　2番です。やはり、先ほど議案が反対されたんですけども、この件に関して今、事務局のほうから住所がどうだこうだっていうあれがありましたけども、やはり住所はやっぱり〇〇にあって、始めて再度、この農地を取得するのが認められるんじゃないですか。なおかつ、荒廃地みたいなところを少しきれいにして、ちゃんと農業委員会のほうに、再度この書類を提出されて、ここでまた、

賛成のあれを求められたらいいんじゃないかなって私は思いますけどもね。そのような方向でされるのが本当じゃないかなと思いますけど。

議長 はい。

(農委1番委員、挙手)

議長 農委1番委員さん。

農委1番委員 先ほど、農委4番委員さんがおっしゃられたように、やっぱりその心情的に見てですよ。「もしかしたら、おるかもわからん」「7割は大山町に住んどるかもわからん」みたいな話では、やっぱり見た人の主観が伴ってしまって、どっちかいうと、ひいき目で譲ってあげたほうがいいんじゃないかと思うと「じゃないか」みたいな話、いけんかったら「じゃない」みたいな話。そういうことでやっぱり判断しちゃいけないと思うんですよ、主観で。だから、やっぱり明確に本当に農業をやるということであれば、何の理由があるかわからんですけども、やっぱり大山町にきちんと籍を移して移住していただいて、その中で農業に従事していくという前向きな形がやっぱり現れるっていうのは、やっぱり紙の上ででない、やっぱり明確に証明できない。その辺のところでは判断せんと、これからもそういう案件がいっぱい出てきて、北海道の人が、この農地を買いたいけど、本当に住んどるんですよみたいな話で、誰がそれを証明するかって話になると、電気が回っちゃうけん、水道が動いちゃうけん、みたいなことでいいの。地元の農業委員が毎日見に行き、本当に耕作しとるか確認するのかみたいなことじゃなくて、やっぱり、以前も昔もずっとやっぱりその住所を基にして、耕作距離が定められて、それがちょっと長くなったみたいですけども、あんまりとやかく言わんやあになってきたんですけども、当然、昔はそれで却下しとったという経過もあるんで。もっと短かったですよ。30キロより短かったでしょ。

議長 淀江ぐらいまでしか。米子は駄目ですよ。

農委1番委員 そうそう。30分とかなんとかあって、淀江を超えたら駄目だとか、伯耆町を超えたらもう駄目だとかみたいなところがあって、やっぱりそれは作るという前提、目的は作るという前提なんで、やっぱり耕作可能かっていうことを明確にするためにはやっぱり住所で判断せざるを得ないじゃないですか。我々も、法の上に基づいてやってるんで、主観で、おるようなつもりだというだけで判断したって駄目じゃないかなと思いますけど。

議長 推委9番さんが、ちょっと手を挙げとんかったけど。

推委9番委員 住所はともかくとして、やっぱり農地はきちんと管理してないことには、問題は農地がきちんと管理してあるかどうかというのを、最終的に見て判断したほうがいいんじゃないでしょうか。なんぼ住所がこっちにあっても、圃場のほうが、畑のほうが荒れとったら良くないし、やっぱり土地を見て、管理状況を見て判断したほうが良いんじゃないかと思います。

(農委4番委員、挙手)

議長 はい、農委4番委員さん。

農委4番委員　今、事務局が言われたのは、土地が荒れとれば3条の申請を出せないってことになってるので、それは当然という判断をしてあって、なおかつ住所はどうしましょうか、曖昧でもいいのか、住所がある人でないといけんのかっていうことを問うておられるので、今みんなが意見を言ってると思うんですので、もう荒れて放棄地状態で、農地ですぐ耕作できる状況でないと3条の許可申請には出せないってことは、もうそれは決まってることでないでしょうか。

議長　農委4番委員さんが言われたようにですね、ちゃんと耕作ができる状態ですること現地確認をして、それでいくわけですからね。ただ、書類だけで上がってきてするわけじゃないわけですから、やはり、きちんと住所はこちらに置いてもらうということで、決め事は決めておいたほうがいいんじゃないかなと思うんですけどね。

農委1番委員　そうしたら1番初めの話で、農地として何か管理ができてないっていう時点で既に却下ということよね、ここで審議する前に。それは、□□さんのせいじゃないで。これは◇◇さんのせいなわけで。農地じゃないものを、農業委員会にかけて議論する話じゃないんで、現状が。その時点で、農地としてきちんとしてもらってから、まずかける。それで住所の話もあったから、みたいな話じゃないの。そういう意味でしょ。

議長　だいたい行き詰まった話になったわけですが、ええかいな、これで。質問がまた同じようなことを繰り返しになりますんで。

農委1番委員　だいいち、もう否決されたがん。

議長　否決されたって。今、事務局から説明を問われたものについての返答を、皆さん確認しといてくださいという意味での形で結構ですな。

推委3番委員　いや。局長が質問されたのは、今後指導するときに、住所変更をさせないと申請できないのかどうかということを質問されたんで。そうなんですよ。住所変更を絶対したうえでないと、農地をもちろんよくして。でないと、ここに上げないかということに対して、答えを出してあげると。

議長　そういうことで、あくまでも、会長がこれだって言ったらいけんですけど、皆さんの意見をまとめなきゃいけんわけです。住所をこちらにしてから、事務局が問われているように、こっちにしてからするのか、申請を上げてくるのか。県外でも、畑がきちんとなっていれば受けていいのかということなので、その辺をはっきりしときたいということなんで。住所がなくても、畑がきちんとなつてれば、ええのかってという意見の方は。嘘だ、いけんがな。どういう言い方したらええかいな。

農委7番委員　住所があるかないかだけ、決議とればいいじゃないですか。畑が荒れてないっていうのが前提なんで。

議長　前提だから。

事務局　すみません、申し訳ありません。その住所が必ずないといけないかどうか、居住実態があればいいのかどうかっていうところですけども、ちょっと法的に、今ちょっと事務局のほうで法令等を県に確認しながら、進めさせていただきた

いと思いますけども、どんなものでしょうか。今、確認ができてない状況です
ので。

農委1番委員 それは、あなたが説明して質問したことでしょう、もともと。

事務局 はい、すみません。

農委1番委員 それを、法的に問題があるかないかは調べてもらった上でもう一遍ここに出してもらって。今後どうするっていうことは、要するに断る理由、こういうことで否決されましたという説明せないけん、局長も悩んだんなら、要は。

事務局 今後どう指導していくのかは、その住所を移さないと、受理できないのかどうか。

農委1番委員 法的なもんをクリア先にしてもらって、その中で農業委員会の意見はどれぐらいまで影響するのか通るのか。

議長 法律的なもんがあるだけ、その辺調べて、この件について今のところ否決されたわけですから、その辺について今後の問題として、その辺をちょっと調べてから、次の時にまた。

農委1番委員 だけど局長、言っちゃ悪いけど、法律的に買ってもいいですよという話になれば、農業委員会で審議する必要がないってことで、はなから。農業委員会で委員の意見を聞く必要もないけん、あとはそのまま登記するだけの話になってしまう。所有権を変えられるのかと農地を、離れた人が。それが法律的にオッケーですよと言ったら、これかけんでもいいがん。そういうことでしょ。荒れとるか荒れてないかって確認するだけの話で。

(農委4番委員、挙手)

議長 はい、農委4番委員さん。

何だか難しい話になっていって、事務局が一遍調べてから、また検討するぐらいにしょいや。

農委4番委員 要は、本当にその人が耕作可能かどうかというのを判断するわけですよ、農業委員会は。それは書類的に見て、現地も見て云々があるでしょうけども、実態としておると言われても、本来、おる人は住所があるんですよ。居ない人だから住所がない。法的にはそうなってるはずですよ。だから、単純に、〇〇では通作不可能ですから、受理できませんって言えばいいじゃないですか。本人が住所を移すかどうかは、本人の勝手ですから、実態があろうがなかろうが、そんなにうちがどうこう言う必要もないでしょうし。ですから、とりあえず受けた段階で、〇〇からは通作不可能と大山町農業委員会は判断されますので、不許可になりますよという話でないですか、本来は。「居ますけ、居ますけ」って、おるんだったら当然住所はあるでしょうって話であって、それが法的には住民票っていうのは、生活の本拠地があるところに住所がある。移すことになってるはずですよ。本拠地はあくまでどうであれ、〇〇に住所があるってことは向こうが生活の本拠地なんですよ、公的には。1週間来ても、1年間のうちのかもしれませんし、住所は通作可能なところに判断できるところ以外の

方には、許可できないっていう考え方でいかんと、後々またもめることになると思いますし。なら、住所だけ移せばええかっていう問題ではない。あとはもう作って当然、耕作するのは当たり前だし、住所がないってことは、近くにないってことは耕作不可能ですよって話。だから、許可できないだけであって。ということで、住所がないと許可できないかどうなのかっていうのんとは、また別な問題でないですかね。本人はちゃんと公に認められるような、ましてや大山町農業委員会ですの、大山町に住所がない人が、ここで農業されても税金は入ってこんし、大山町のためにあんまりならん。そういった方に、何で許可せないけんのかいっていう気もしますし。農業所得が上がっても、税金は〇〇に払いなるですか。住民税も払わんし。

議長 大山町には払いませんわな。

農委4番委員 そういった人に、許可をする必要ないじゃないですか。だから、住所っていうのは大事だし、本来住んでるところに住所があるのが当然で、それを怠ってる人にまでこっちが許可をする必要ないじゃないですか。

農委1番委員 主観で判断しちゃいけないと思う。ここにおるはずだとか、おらんはずだとか。だけん、やっぱり農委4番さんが言いなるように、戸籍まで移せっては言わんけども、住民票があって住んどるっていう証の証明であって、それで言い出すと、不在地主をいっぱいこと作ってしまうようなことになってしまうで。

(農委12番委員、挙手)

議長 はい。

農委12番委員 12番です。話の内容はよくわかりますけど、その当事者の方が、例えば、平成28年に購入された時も同じ条件であって、そのときは買ったのに何でだいやって言ったときに、こっちの明確な答えが、そのときとまた違った答えになってくるわけでした。その答えをちゃんと言える条件っていうか、しておかんと、あのときは良かったのに今回は駄目です、っていうことは何か理不尽な答えになるのかな。

議長 前の時は、何か〇〇の出身の人だったそうですね、嘘かいな。だけ、贈与でなかったかいな、売買でなしに。だけ、元々は〇〇におった人が出てあっちに行って、それで贈与かなんかでもらってしまっ、買うだったらその時に審議されとるがんな。

推委9番委員 良いですか。1番最初は、〇〇から出られた人です。もう家族みんな亡くなられて、男の子が1人おって、それが〇のほうに出られたかな。そのときに、全部一切合切あげるからっていうことで、□□さんが引き受けられて、贈与できてると思います。

議長 売買でなしに贈与。

推委9番委員 まあ、売買も少額で売買だと思います。それで、その頃に、またもう1件、〇〇から出られた人は、家屋敷みんな贈与されて出ておられますので、ちょっとこの面積が1町ぐらいになっているところです。1人では、トラクター1台ではちょっと手は回りませんので、私も心配しとるところです。

(農委13番委員、挙手)

議長 はい、農委13番委員さん。

農委13番委員 13番です。住所の件ですけど、〇〇の件っていうのはもうさっき否決されてましたんで。問題はですね、今後、どういう具合に事務局のほうとしては対応していくかということだろうと思うんですよ。我々委員のほうもですね、そういうケースがあった場合に、こういうケースの場合には駄目ですよという、何ていうか、指針みたいなものをある程度、何ていうんですかね、決めておくっていうか、その際、さっきから出てましたように通作時間というのが出てまして、大山町は必ずしも大山町でなくても、例えば隣の琴浦町であるとか、近くの市町村からでも通って耕作できるということであれば、それは問題ないっていうケースが過去にもちょっとありました。ですから、大山町だけに住所を移すという具合に固執するのは、ちょっといかがかなと思います。通作時間で、それをある程度30分なのか1時間であるのか、ある程度目安みたいなものを、決めておいたほうがいいんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

議長 ちょっとね、よその前例とか、ちょっと、もうちょっとその辺の詳しいことを、ちょっと調べてから、もう一遍審議しよいや、これについては、今んとこちょっと保留にしといて、もうちょっと掘り下げた形での採用の仕方を検討した上でですね、農業会議のほうとかね。いろんなことをちょっと、今ここで、大山町だけの話じゃなくして、今の話が出たが、米子まで行って作ってもいいわけだから。北栄町に行って、実際に作っている人もあるわけですから。そうすると、そのエリアに行って、琴浦の人が、ここ大山町の土地を買うっていうことにも、これからなるのかどうなのか。いろんなちょっとニュアンスをちょっと調べてやっていかないと、ちょっと今時点で、こうしましょうって決めてしまうのはちょっと難しいんじゃないかなと思います。ちょっと時間をもらいたいですな。

そういうことで、一遍、この件については、保留という形にさせてもらっていいでしょうか。

そういうことで、事務局そういう形で、ちょっと。今、ここで決めるという形は止めましょう。そういうことでよろしいですか。

第1号議案は以上を持ちまして、次は第2号議案に入りたいと思います。

議長 議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権設定。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、受理したので議決を求めます。(詳細；詳細は議案に明記)事務局からの説明は以上です。

議長 番号480番を除いて、審議をお願いいたします。

何か質問があれば。

ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

番号480番の、推委9番さん（議事参与の制限のため）会議室から出てやってください。

(推委9番委員、退室)

これについて、何かご質問ありますでしょうか。

ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

(推委9番委員、入室)

議長 議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により照会があったので、意見を求めます。（詳細；詳細は議案に明記）

事務局からの説明は以上です。

議長 第3号議案について、何かご質問あれば。

質問がないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長 19ページのほうは、報告として、農地法施行規則第29条の1号の届出についてでございますので、見ておいてやってください。

23ページの解約についても、出ておりますので確認をお願いいたします。

議長 その他のほうですね、次の定例会の日程でございますが、8月の10日、3時から中山のここで行いますので、いいでしょうか。

賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員賛成でございますので、8月10日、3時からでございますので、全員出席をお願いしたいと思っております。

議長 「令和4年度最適化活動の目標の設定等」について、事務局が説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

事務局

【その他】

- ・「令和4年度最適化活動の目標の設定等」について。
- ・令和4年度第1回大山町人・農地担当チーム会議（概要報告）について。

議長

他に何かございましたら。

ないようですので、令和4年の7月の定例会を、以上をもちまして終了させていただきます。どうも、長い間ありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 米澤 誠一

議事録署名委員 矢田 考志

議事録署名委員 遠藤 幸子

: 上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約等を行い掲載しています。